

呉市教育委員会会議録
(平成30年8月23日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成30年8月23日定例会

- 1 開催日時 平成30年8月23日(木) 15:00開会
15:30閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 舩尾慎
委員 香川治子
委員 佐々木元 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部参事 武林信二
教育部副部長 坂口直美
教育部参事補 中島正雄
教育部参事補 細本裕一
教育総務課長 大森和雄
学校施設課長 福田伸雄
学校教育課長 高橋伸治
学校安全課長 棚田隆志
教育総務課主査 中岡博信
- 5 傍聴者 3人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第29号 平成31年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について
 - (4) 教議第30号 臨時代理の承認(平成30年8月補正予算の専決処分)について
 - (5) 教議第31号 臨時代理の承認(平成30年9月補正予算)について
 - (6) 教議第32号 「教育委員会事務点検・評価報告書(平成29年度事務事業対象)」について
 - (7) 報告第23号 平成31年度呉市立呉高等学校の入学定員について
 - (8) 報告第24号 専決処分について

(15:00)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、香川委員・佐々木委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

中 岡 主 査 (平成30年8月9日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第4及び日程第5については予算に係る案件のため、日程第6及び日程第8については議会に係る案件のため、また、日程第7については公開前の案件のため、非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第29号 平成31年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第29号「平成31年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、教議第29号「平成31年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」を御説明いたします。

1ページを御覧ください。

まず、広島県についてでございますが、広島県教育委員会は、以前は年度ごとに広島県公立学校教職員人事異動方針を決定し、市町教育委員会に通知しておりましたが、平成26年度からは、変更がある場合に限り、通知を行うといった取扱いに変更されています。

来年度の県の方針につきまして、現時点では今年度のものから変更がない旨の連絡を受けています。

呉市教育委員会の方針につきましては、年度ごとの人事の状況や学校の実態を踏まえ、これまでどおり年度ごとに方針を策定していきたいと考えています。

2ページを御覧ください。

「平成31年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針」につきましては、標題を平成30年度から平成31年度に変えることを除き、昨年度からの変更はありません。

今年度もこの方針に従い、適正に人事事務を進めてまいります。県費負担教職員の人事異動に関して、市町の意向がより強く反映するように、県教育委員会と密接な連携を図り、より一層、計画的な人事異動を行ってまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の教議第29号「平成31年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

（15：05）

教議第30号 臨時代理の承認（平成30年8月補正予算の専決処分）について

（非公開案件です。）

教議第31号 臨時代理の承認（平成30年9月補正予算）について

（非公開案件です。）

教議第32号 「教育委員会事務点検・評価報告書（平成29年度事務事業対象）」について

教 育 長 　次に、日程第6の教議第32号「「教育委員会事務点検・評価報告書（平成29年度事務事業対象）」について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 　それでは、教議第32号「「教育委員会事務点検・評価報告書（平成29年度事務事業対象）」について」御説明させていただきます。

資料は別冊になっておりますので、そちらを御覧ください。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて作成・報告するものでございまして、今月9日に開催いたしました臨時教育委員会において委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、報告書の最終案を提示させていただくものでございます。

なお、本日の説明につきましては、臨時会を受けましての修正点を中心に説明させていただきますので、御了承ください。

1点目は、「遠距離等通学児童生徒に対する支援」でございます。

評価シートは、11・12ページでございます。

修正箇所は11ページの2点検項目の概要欄、(2)事業概要(イ)の文章を、従前は「定期券の現物支給を継続実施中である。平成29年度においても遠距離等通学における通学費の保護者の経済的な負担の軽減を図った。」としておりましたが、それを「保護者負担の軽減を図るため、定期券の現物支給（JR定期券前期分を除く。）を実施。現物支給の割合：約98%（交付金ベース）」として、より分かりやすい文章に修正させていただきました。

2点目は「安全対策の推進」でございます。

評価シートは、27・28ページでございます。

臨時会で、7月の豪雨災害のことも踏まえた内容にすべきとの御意見がございましたので、28ページ下の、5 担当課の評価欄、(2)現在の課題と課題解決の取組の2つ目、「「呉市防災教育のための手引き」及び「土砂災害対応マニュアル」について、各学校の実情に応じた活用を配る必要がある。」という文章に「平成30年7月の豪雨災害を受け、」と加えさせていただきました。

以上が、臨時会を受けての修正箇所となります。

本報告書は、本日の定例会にお諮りし、承認をいただいた後、9月市議会に提出、ホームページにて公表する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の教議第32号「「教育委員会事務点検・評価報告書（平成29年度事務事業対象）」について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第23号 平成31年度呉市立呉高等学校の入学定員について

教 育 長 次に、日程第7の報告第23号「平成31年度呉市立呉高等学校の入学定員について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第23号「平成31年度呉市立呉高等学校の入学定員について」報告いたします。

9ページを御覧ください。

呉高等学校の入学定員につきましては、呉市立呉高等学校学則第2条第2項の規定により、呉市教育委員会が定めることとなっております。

呉高等学校の通学区域は広島県全域と定めており、広島県の中学校の生徒数は、昨年度から大きな変動がないことから、平成31年度の呉高等学校の入学定員を、平成30年度と同じ160名としております。

なお、呉高等学校の定員は、8月末に県教育委員会へ情報提供し、県教育委員会がとりまとめて発表いたします。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第7の報告第23号「平成31年度呉市立呉高等学校の入学定員について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第24号 専決処分について

教 育 長 次に、日程第8の報告第24号「専決処分について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 それでは、報告24号「専決処分について」を御説明します。

本件は、4の損害の状況にありますように、平成30年6月4日午後2時30分頃、呉市立昭和北小学校敷地内において、体育の授業で児童の体力測定を実施していたところ、当該測定の実施場所が適切でなかったため、児童が投げたソフトボールが同校敷地内に駐車していた小型自動車の右側面部に接触し、損傷を与えたことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年7月22日、市長が損害賠償に関する専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

1の賠償の理由につきましては、授業中の物損事故による相手方所有の車両損傷でございます。

2の賠償金額は、66,852円でございます。

3の賠償の相手方につきましては、呉市在住の個人の方です。

4の「損害の状況」につきましては、先ほど説明いたしましたように、相手方所有の車両に損傷を与えたものでございますが、既に修理済みの報告を受けております。

賠償金額につきましては、全国市長会の学校災害賠償補償保険が適用され、保険会社を通じ、平成30年8月8日に支払いを完了しております。

本件につきましては、9月市議会において、議会報告を行う予定でございます以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の報告第24号「専決処分について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
以上で定例会を閉会します。

(15:30)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 香 川 治 子)

(委 員 佐々木 元)

(平成30年8月23日定例会)